

## 令和4年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会 議事録

- 1 日時  
令和4年8月22日(月) 午前10時から午前11時まで
- 2 会場  
瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
出席16名  
欠席0名
  - (2) 事務局  
出席6名
- 4 議題  
第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について
- 5 意見聴取  
特定生産緑地の指定及び解除について
- 6 報告事項  
瀬戸市立地適正化計画の策定について
- 7 議事録

午前10時開会

### <事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「令和4年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会」を始めます。私は、都市計画課長の山村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、瀬戸市都市整備部長の大森から、ごあいさつを申し上げます。

### <都市整備部長>

皆様おはようございます。都市整備部長の大森でございます。本日は「令和4年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会」の開催にあたり、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の審議会におかれましては、愛知県尾張建設事務所の所長様1名がオンラインでの参加となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は1件ございます。続いて、意見聴取が1件、報告事項が1件ございます。

第1号議案は生産緑地法に基づき制限の解除を行ったものについて、一部区域を変更するものでございます。

以上が市決定の付議案件となっておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定及び解除について、意見聴取を行います。最後に、立

地適正化計画の策定の状況等をご報告いたします。

それでは宜しく願いいたします。

<事務局>

当審議会は、瀬戸市都市計画審議会条例第3条第3項及び第4項の規定により、委員の任期は2年、また、委員の再任を可としております。今回の審議会は、新たな任期となり初めての会議となりますので、私から委員の皆様のご紹介をいたします。

学識経験者といたしまして、

中部大学工学部都市建設工学科 教授 磯部 友彦 様

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 鈴木 温 様

愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科 デザイン専攻 准教授 森 真弓 様

瀬戸商工会議所 会頭 河村 誠悟 様

愛知県陶磁器工業協同組合 理事長 中野 昭雄 様

瀬戸市農業委員会 会長 伊藤 憲昭 様

関係行政機関又は県職員といたしまして、

愛知県尾張建設事務所 所長 上田 敏隆 様

愛知県瀬戸警察署 署長 小崎 文子 様

市民の立場といたしまして、

瀬戸市自治連合会 会長 伊藤 勉 様

瀬戸市地域力推進協議会 座長 伊澤 俊泰 様

市議会議員といたしまして、

瀬戸市議会議員 朝井 賢治 様

瀬戸市議会議員 西本 潤 様

瀬戸市議会議員 三宅 聡 様

瀬戸市議会議員 高桑 茂樹 様

瀬戸市議会議員 伊藤 賢二 様

瀬戸市議会議員 原田 学 様

次に審議会の成立についてご報告します。

本日はオンラインの参加者も含め、委員16名全員にご出席を賜っております。瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので、審議会が成立していることを報告いたします。

また、本日の傍聴者は2名でございます。

本日の都市計画審議会は、オンライン参加の委員もお見えです。ご意見がございますときには、挙手及び発声にて議長の指名を受ける様にご協力をお願いします。

次に会長の選出に移ります。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は学識経験のある委員のうちから委員の選挙によって定めるものとされております。どなたか会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

・・・

いらっしゃらないようですので、どなたかご推薦はございませんか。

<委員>

都市計画や公共交通に関し高い見識をお持ちで、昨年まで当審議会の会長をお務めいただきました、磯部委員に引き続きお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

<事務局>

他にご推薦はございませんか。

・・・

それでは、磯部委員を会長とすることについてご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認められますので、当審議会の会長は磯部委員にお願いいたします。磯部教授よろしくお願いたします。

続きまして、職務代理者の指定を行います。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者の指定をするものと規定されておりますので、会長から職務代理者の指定をお願いいたします。

<会長>

それでは、職務代理者につきましては、商工会議所の河村委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

<事務局>

会長からご指定がございましたので、職務代理者は河村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により、審議会の議長は会長をもって充てることとしておりますので、以降の進行は磯部議長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

<議長>

会長と本日の議長を務めさせていただきます磯部でございます。本日は皆様のお力添えをいただきながら、都市計画審議会を運営して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それではまず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により議長が指名した2名とありますので、瀬戸市自治連合会会長の伊藤勉委員、市議会議員の西本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

今回は付議案件が1件でございます。慎重な審議をお願いと思いますが、ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。それでは、事務局から第1号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明します。

1-1 ページをご覧ください。生産緑地地区について、現在約17.8ha指定しているものを、約17.4haに変更するものです。変更の理由ですが、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものです。

変更区域につきましては、1-2 ページをご覧ください。赤い丸で記した4ヶ所が今回一部変更する区域でございます。

1-3 ページから1-6 ページにある詳細図でご説明します。1-3 ページをご覧ください。図面中央黄色の着色 10-12-2 でございます。主たる従事者の死亡により生産緑地地区から除外する部分でございます。

1-4 ページの黄色の着色 11-18-4、1-5 ページの黄色の着色 12-22-1 につきましては、主たる従事者の故障により生産緑地地区から除外する部分でございます。1-6 ページの黄色の着色 12-29-3 につきましては、主たる従事者の故障により一部生産緑地より除外する部分でございます。

1-9 ページをご覧ください。変更後の状況調書でございます。変更前 128 団地、面積 17.8ha について、3 団地、0.4ha 減少し、変更後の 125 団地、17.4ha とするものでございます。

なお、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく縦覧を令和 4 年 8 月 1 日から 16 日までの 2 週間実施し、縦覧者は 3 名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

1-6 ページの No.12-29-3 について、今回生産緑地から除外することになりますが、この付近には山口川(矢田川)が流れており、浸水想定区域が流域に広がっています。田畑には貯水機能があると思われませんが、買取申出が出てきた際に、市として買取るという事は考えられるのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

例えば、当該地に公園を新設する必要がある等の計画がある場合に、買取申出によって市が買取ることになりますが、ただ単に調整池としての機能だけでは、公共施設としての買取りは難しいです。

<議長>

他はいかがでしょうか。

・・・

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、第 1 号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、ご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第 1 号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、次第 3 の意見聴取に移ります。「特定生産緑地の指定」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、特定生産緑地の指定及び解除について、ご説明します。

2-13 ページをご覧ください。改めて特定生産緑地制度についてご説明します。従前の生産緑地法では、生産緑地指定後 30 年を経過した生産緑地は、いつでも買取申出が可能となり、農地所有者は、固定資産税・相続税等の税制特例が継続できない等の制度となっております。

しかし、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正生産緑地法では、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地制度では、生産緑地の所有者等の意向を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができる制度でございます。指定された場合は、買取申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から 10 年延期され、10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる制度でございます。本市において、平成 4

年12月4日に指定した生産緑地は、令和4年12月4日をもって指定後30年を迎えます。

本市におきまして、平成30年10月に生産緑地所有者宛に、特定生産緑地制度創設のご案内及び令和元年11月には説明会を開催し、特定生産緑地制度の周知に努めて参りました。令和2年7月から3回に分けて特定生産緑地指定の手続きを行っており、この度、最終の第三回目の特定生産緑地指定の手続きとして、令和4年2月1日から4月28日の間に受付を行いました特定生産緑地につきまして、意見聴取を行うものでございます。

なお、最終となる3回目の特定生産緑地の手続きに当たり、過去2回の受付期間中に特定生産緑地への手続きを行っていない、生産緑地所有者に対し特定生産緑地への最終受付期間であることを封書、広報せと、ホームページにてご案内を行うなど周知を図りました。

2-1 ページをご覧ください。今回特定生産緑地の変更として意見聴取を行う面積は、約2.4haでございます。

2-2 ページをご覧ください。生産緑地の総括図になります。次ページ以降である2-3～2-7が指定の詳細図となります。

2-3 ページをご覧ください。桃色で着色した土地が今回特定生産緑地の手続き予定の土地でございます。緑色に着色した土地は既存の生産緑地でございます。青色に着色した土地は昨年度の都市計画審議会にて意見聴取をし、特定生産緑地の指定公示を行った土地でございます。

2-8 ページにつきましては、黄色で着色した土地が主たる従事者の故障により、特定生産緑地の解除を行う土地でございます。

また、スクリーンをご覧ください。スライドにて特定生産緑地に指定される予定となっている農地の現況写真でございます。

2-9 ページ及び2-10 ページをご覧ください。特定生産緑地の指定についての公示文でございます。指定一覧は、先程の位置図において桃色で着色されました土地でございます。

また、2-11 ページは、特定生産緑地の解除の公示文でございます。解除一覧は、先程の位置図において黄色で着色されました土地でございます。

2-12 ページをご覧ください。生産緑地及び特定生産緑地の指定状況についてでございます。

生産緑地の指定についてですが、本市では、平成4年度、5年度、11年度に生産緑地の指定を行いました。平成5年度指定の生産緑地については、すべて解除されておりますのでそれ以外のものをまとめた表でございます。

次に特定生産緑地の指定状況をまとめた表でございます。今回の特定生産緑地指定の申出対象となる平成4年度指定の生産緑地につきましては、筆ベースで約66%、面積ベースで約69%の土地が特定生産緑地の指定申出が提出されております。

説明は以上です。ご意見があれば賜りますのでよろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

特定生産緑地の主たる従事者が、例えば故障等の理由により息子等へ代替わりした際、土地の名義も変更しなければならないのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

主たる従事者が息子等へ変わるのであれば変更していただきますが、例えばこれが指導監督的な立場でやるだけのものでは、特段変更しなくても問題ないと考えられます。土地を相続するのかどうかは個人の都合で行うものであるため、相続するのであれば主たる従事者も変更していただく必要があります。

<委員>

代替わりの者が実際に営農しているのかどうかを、市はどのように確認するのでしょうか。

<事務局>

実際のところは細かいところまでの確認にまで至っておりませんが、都市計画課としては特定生産緑地の指定や解除等の申し出があった際に確認することとなります。

<議長>

確認は都市計画部局で行うのか、農業部局で行うのか、ということもあるかと思いますがいかがでしょうか。

<事務局>

農業委員会の方でも届出や申請が出されるので、そちらから情報共有があれば都市計画課でも主たる従事者の変更等の手続きを行うこととなります。

<議長>

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

．．．

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、続いて次第4の報告事項に移ります。「瀬戸市立地適正化計画の策定」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、報告事項である瀬戸市立地適正化計画の策定について、ご説明いたします。

3-1 ページをご覧ください。瀬戸市立地適正化計画の概要と策定状況についてでございます。立地適正化計画は、20年後の将来を見据え、一定区域内の人口密度を維持するとともに、様々な都市施設を集約して立地することで、日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在するコンパクトなまちづくりを推進するものになります。本市においては、令和2年度より立地適正化計画の策定を進めており、今年度計画のとりまとめを行う年となりますので、本日はその進捗内容についてご報告いたします。ご報告内容といたしまして、都市機能誘導区域と居住誘導区域の素案についてが主な内容となります。

3-2 ページをご覧ください。本市の都市づくりの方針についてご説明いたします。上位計画である第6次瀬戸市総合計画や都市計画マスタープランの基本理念や都市像を基に、都市づくりの理念といたしまして、「鉄道により周辺都市とつながる強みを最大限に生かした都市づくり」「子育て世代が便利に安心して暮らせる都市づくり」を理念とし、ページ右側でございます3つの方針を定めました。

3-3 ページをご覧ください。都市機能誘導区域の設定についてでございます。定めた都市づくりの方針に従い、都市サービスの効率的な提供を図るために、鉄道などの公共交通によるアクセスの利便性が高い地域に都市施設を集約することで、継続的に都市機能を維持することができるエリアが、この都市機能誘導区域となります。今回、都市機能誘導区域を設定いたしますのは、中心拠点1ヶ所、地域拠点2ヶ

所を設定いたします。

中心拠点といたしまして、愛知環状鉄道と名鉄瀬戸線が交わる新瀬戸駅・瀬戸市駅や尾張瀬戸駅には、基幹施設が多く立地しているため、交通結節点というポテンシャルを活かし中心拠点として設定します。太い赤枠で囲まれたエリアが都市機能誘導区域となります。細い緑色のサークルは駅を中心とした 1km 圏内、点線のサークルは 800m 圏内であり、目安として図示しております。

3-4 ページをご覧ください。次に地域拠点として 2ヶ所設定しますので、それぞれご説明いたします。瀬戸口駅周辺は、朝夕の名古屋駅直通便があり、豊田方面への通勤の利便性も高いという地域特性を活かし、地域拠点として設定します。中水野駅周辺は、今は市街化調整区域ですが、現在土地区画整理事業を計画しており、市街化区域への編入の手続きを進めているところであるため、括弧書きで予定としています。ここは名古屋駅直通便の動線であり、穴田企業団地の就労者にとっても利便性が高い、将来性のある地域拠点として設定します。

3-5 ページをご覧ください。定めた都市機能誘導区域へ、具体的にどのような都市のサービスを集約したいかというのを整理したものが、こちらの誘導施設の設定です。左下の表は、誘導施設の候補となる市内の主要施設をまとめたものになり、これを精査し、誘導施設として設定したものを右下の表で整理しております。特徴といたしまして、本市に 1 つしかないような基幹施設は、既に中心拠頭に立地していますので、今後も維持していきたいという考えで誘導施設に設定しており、地域拠点につきましてはその地域特性を活かし、まちの賑わいや行政サービスを提供できる誘導施設として、大型商業店舗と支所を設定します。

3-6 ページをご覧ください。居住誘導区域と準居住誘導区域の設定についてでございます。都市施設を集約しようとする都市機能誘導区域の周りに、効率的にサービスを受けられる居住エリアとして居住誘導区域とそれに付随する準居住誘導区域を設定します。居住誘導区域とは、人口減少傾向の中にあっても市街化区域内の一定の範囲において人口密度をキープすることにより、空洞部分を埋めようと考えている区域で、鉄道駅周辺や人口集中地区（DID）をベースとしてします。準居住誘導区域とは、積極的な居住の誘導は図らないとしても、将来の人口変移傾向を見極める検討エリアとして、今後も人口密度を維持していこうと考えている区域で、範囲としては居住誘導区域に含まれない市街化区域となります。この 2 つの区域に共通する特徴として、土砂災害や浸水等の災害リスクの高いエリアや住宅を建築することが出来ない工業専用地域等は、居住に適していないエリアでございますので、区域から除外しております。

3-7 ページをご覧ください。こちらは居住誘導区域と準居住誘導区域の 2 つの区域と災害関係の区域を、関係性がわかるように図示したものです。青色の凸凹で囲われたエリアが居住誘導区域、水色の凸凹で囲われたエリアが準居住誘導区域となります。中水野駅周辺の黒色の網掛け部分は、区域としては準居住誘導区域になりますが、都市機能誘導区域の説明時と同様、土地区画整理事業を計画している場所であるため、目印として居住誘導区域の括弧書きで予定と記載しております。

3-8 ページをご覧ください。こちらは先ほどの居住誘導区域と準居住誘導区域の図面から災害関係の区域を除き、わかりやすく色塗りしたものになります。2 つの区域の形状は先ほどの図面と同様のものです。

3-9 ページをご覧ください。最後に立地適正化計画に関する届出制度についてご紹介いたします。立地適正化計画の根拠法となる都市再生特別措置法では、都市機能誘導区域と居住誘導区域において、一定の行為に対し届出制度を設けており、届出の有無についてまとめたものが、このページになります。左側

のページが都市機能誘導区域に関するもの、右側ページが居住誘導区域に関するものでございますのでご確認の程よろしく願いいたします。

以上が瀬戸市立地適正化計画の策定についての説明となります。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

コンパクトシティそのものは何年も前から全国的に展開されてきて、瀬戸市でも環境が整ってきたものが、例えば愛知環状鉄道の名古屋駅直通便であります。ただ、朝夕で限られた本数なので、関係機関にとっては中々難しいかもしれませんが、財源が上がって本数を増やすことによって、瀬戸口駅や瀬戸市駅周辺のコンパクトなまちづくりを推進できると思います。また、企業誘致の推進によって、瀬戸口駅や中水野駅周辺に住んでいただくと良いと思いますので、関係部局との連携をより一層推進して取組んでいただきたいです。

<議長>

計画に関する考え方の確認ということですので、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

他部局との連携は常に行っており、企業誘致も積極的に推進しております。穴田企業団地も大手企業が参入したり、他の企業も工場増設をしたりしておりますので、中水野駅周辺に都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定予定であります。準居住誘導区域についても居住維持していきたいと考えております。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

私はこの立地適正化計画の検討委員会の委員を務めさせていただいており、まだ審議できていない計画部分もありますので、それはこれから調整していくこととなりますが、この計画は人口減少が深刻化していく中、インフラの財源も限られているため、拡大した都市をどう縮小していくのかが最大のポイントです。当然、今までの市街化区域よりも狭い範囲で各誘導区域を設定していくこととなりますが、現在定住している市民からすると、誘導区域から外れるということに抵抗がある方も考えられますので、瀬戸市の考えとして準居住誘導区域という法的な位置づけではないにしろ、それに準ずるような新たな区域を設定しているということになります。これは他の自治体で同様な位置づけをしているところも多いです。ただ、この準居住誘導区域の範囲を市街化区域全体とすることが良いかどうかは、検討の余地がありますので、今後の立地適正化計画の検討委員会でも審議して参りたいと思います。

<議長>

ご意見のご紹介でした。他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

コンパクトなまちづくりで重要となってくるのは、高齢者対策かと思います。高齢者の楽しみの場や生活の利便性を考慮した住まいを、中心市街地へ積極的に作るということも検討すべきかと思います。

<事務局>

人口減少傾向の中、中心市街地の空き家を活用して住んでいただくことは理想的ですが、今まで住んでいたところを離れるというのは難しい部分でもありますので、現段階では公共交通バスを維持し、誘導



施設を設定している都市機能誘導区域へお越しただけたらと考えております。

<委員>

中心市街地に集合高齢者住宅があって、そこに色々な世帯が集まって買い物や医療等のサービスを提供できるような、移住したいと思えるようなきっかけがあれば、今まで住んでいたところを離れても良いという思いになるので、総合的な考え方で誘導していただけたらと思います。

<議長>

他の施策との連動や積極的な提案ということでしたが、瀬戸市の計画の考え方について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

将来的には瀬戸市の人口が平成27年から令和27年の30年間で約26%減少して、10万人を切るという予測になっており、このような状況になってしまえば周辺地域が過疎化してしまい、住みにくくなってしまうことが懸念されますので、そういった意味では先ほどご意見のありました施策についても、今後検討の余地があると思います。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

都市機能誘導区域における中心拠点と地域拠点をそれぞれ設定しておりますが、瀬戸市全域で考えると大幅に西側に偏っており、都市全体のバランスとしてこのまちづくりの考え方はどうなのでしょう。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

都市機能誘導区域については鉄道駅を中心に設定をしております。居住誘導区域については人口集中地区を基本に設定をしております。その他の市街化区域を準居住誘導区域として設定をしております。3-9ページの資料でご説明しているとおり、今回これらの区域設定をしたことにより、例えば居住誘導区域以外については、3戸以上の住宅や1,000㎡以上の規模による開発行為等には届出が必要になりますが、その他の行為については特段届出というものは必要なく、市民の方々はお住まいいただけます。また、都市機能誘導区域とここに誘導施設を設定しましたが、この区域への区域外からのアクセスとして公共交通バスを維持することで利便性を図ることを、現段階は施策として考えております。

<議長>

この立地適正化計画には目標年次があると思いますが、その完成目標をご説明いただければこの計画の意義が見えてくるかと存じますがいかがでしょうか。

<事務局>

この計画は20年後のまちづくりを目標としており、これに関しましても5年後、10年後という単位で計画の見直しが必要であると考えております。今回、ある程度このようにまちづくりの方針を定めて参りましたので、4年後に改訂を予定している都市計画マスタープランにも反映させながら、瀬戸市として存続できるようなまちづくりを目指していく予定でございます。

<議長>

これは私の感想ですが、この目標を実現できるのは50年後ぐらいの長期戦になるかと思っております。

ただこれはすごい先のことであっても、今から考えて実行していかないといけないということです。すぐに瀬戸市の街が変わるわけではないので、色んな施策を重ね合わせながら少しずつまちづくりの方向性を変えて、都市を維持していく必要があります。

<委員>

人口減少が今後ほぼ間違いなく進行していくので、今考え得る中で住みやすい都市構造へどう転換していくか、先の事を考えて動いていかないとはいけません。また、居住誘導区域を設定する中で災害の危険性がある区域が入っている場合、ここに果たして本当に住民を誘導して良いかという問題があるので、制度としてはそういった所はなるべく外すこととされております。ただ、日本は人が住める平地が限られており、そこには川が流れていることが多いです。瀬戸市は割と高台の方に立地しているのでまだ良いですが、愛知県内では木曾三川のように川のそばに多くの人が住んでしまっていて、西側の方は低地が非常に多いので、自治体によってはどこもハザードが広がっているというところも結構あります。そこには絶対住まないでというの厳しい部分がありますので、防災対策を踏まえながら居住できるように進めていくことも重要となり、将来の生活利便性や防災のことを考えた都市構造にしていくということに、皆様もご理解いただければと思います。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

居住誘導区域や準居住誘導区域以外のエリアに生まれ育つ市民の方もいるので、その方たちが瀬戸市に生まれ育って良かったと感じられるようなまちづくりも、同時に進めていただく必要があります。

<議長>

インフラ管理等の都市経営を加味して長期で決行していただければと思います。他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

各地域で過疎化の進行や交通の不便がある中で、地域力を失わないように連区毎に住民達の活動行われています。居住誘導区域や準居住誘導区域に入るところと入らないところのそれぞれが、地域の活動を支える動きとどう矛盾せず調整させられるかや、長期に渡る計画であれば徐々に行政コスト等を考えながら都市計画を作っていくことができるかを、居住誘導区域や準居住誘導区域という名称が独り歩きしないように、また、このまちづくりの計画が住民の間やエンパワーメントの活動に誤った解釈で伝わったり広まったりしないように進めてもらいたいです。特に、非常に長いスパンで考えていく計画であるということと、今すぐに特定の地域が不利な状況に置かれるものではないというように、誤解生まないような配慮をお願いいたします。

<議長>

事務局へのお願いですが、こういった計画は強制力の詳細も含めて丁寧で正しい説明をしていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

・・・

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、次第の5に移ります。その他何かございますか。

<事務局>

今後の手続きについて、ご説明します。

本日も承認いただいた第1号議案については、愛知県知事との協議を行い、知事からの回答をいただいた後、令和4年11月上旬に告示を行う予定です。また、本日意見聴取をさせていただいた特定生産緑地の指定及び解除についても、令和4年11月上旬に公示を行う予定です。

なお、第2回の会議につきましては、令和5年1月頃の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

<議長>

事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいでしょうか。

・・・

それでは、他にないようですので、以上で令和4年度第1回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午前11時閉会